

## 「光の道」構想に関する意見

| 意見提出元   | 宮城県  |
|---|--|
| 意見項目  | 意見内容   |
| <p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>  | <p>市町村が光ファイバを整備し、IRU契約に基づく公設民営方式で民間電気通信事業者に貸し出す場合、市町村が負担する保守費用や電柱共架料などのランニングコストは電気通信事業者から支払われる光ファイバ使用料ではまかなえないのが一般的であるほか、将来の施設更新費用も高額に上がることが懸念されることが、市町村が事業化に踏み切れない大きな要因となっている。</p> <p>ブロードバンド未整備エリアは、地形的、社会的又は経済的条件が特に不利な地域が多いことを考慮すれば、デジタル・ディバイドの解消を推進する観点から、初期費用に対する国庫補助制度に加え、市町村と電気通信事業者の費用負担ルールの見直しやランニングコストに対する財政支援の導入など全国的な視点で負担の公平化を図るための制度が必要である。</p> |
| <p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p> | <p>電気通信事業者が、パソコンを利用したインターネットサービスを必要としない利用者のニーズや利便性向上に配慮し、IP電話やテレビ番組の放送、オンデマンドの映像送信など必要なサービスのみを選択できる柔軟なサービスメニューを展開することにより、光ファイバの有効利用と利用者の拡大が図られ、利用料金の低廉化にもつながるものとする</p>   |